

見附市立西中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題についての防止基本方針

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成 25 年 6 月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

そのことを受け、日本国憲法ならびにいじめ防止対策推進法に照らし、人権尊重の理念に基づきどの生徒においても、絶対にいじめが起きない、いじめを起こさない、いじめを見逃さないために、見附市立西中学校はこの基本方針を策定する。

(1) いじめの定義 【いじめ防止対策推進法 第 2 条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ類似行為の定義 【新潟県いじめ等の対策に関する条例 第 2 条の 2】

「いじめ類似行為」とは、児童等 に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

(3) いじめの解釈

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということ。
- ② いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為である、ということ。

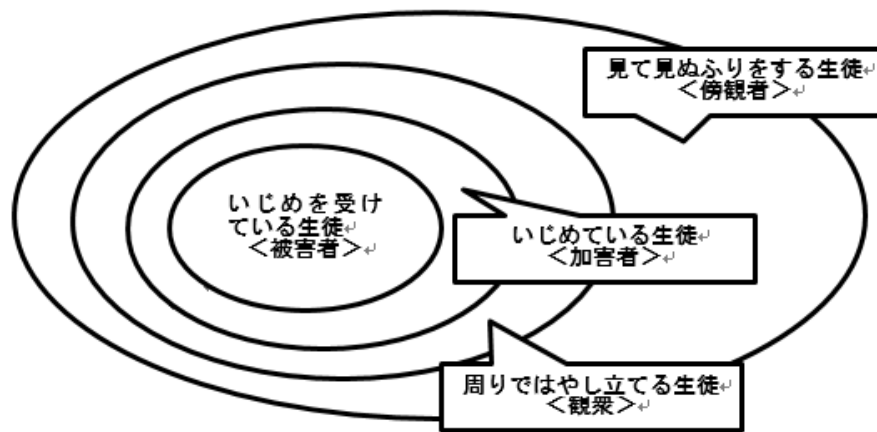
上記の 2 点を認識することから「いじめ解消の取組」は始まる。

(4) いじめの特徴

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるものだ」と考えなければならない。

① いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている生徒といじめている生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは「四重構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長していることになる。また、いじめられている生徒との関係は、立場が逆転することもある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

② いじめの様態

- ・ ひやかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられていたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・ その他

③ いじめられている生徒の気持ち

- ・ 自尊心を傷つけられたくない、親に心配かけたくない、(告げ口したとして) さらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなる。
- ・ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがある。
- ・ 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。
- ・ ストレスや欲求不満の解消を他の生徒に向けることがある。

④ いじめている生徒の気持ち

- ・ いじめていることの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・ 自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがある。
- ・ いじめられている側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがある。

⑤ いじめの原因

- ・ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、生徒のストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。
- ・ 相手の人権の配慮に欠け、差異(個性)を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

2 いじめ未然防止のために

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

- 教師の人権意識
 - いじめを許さない生徒を育てる教育活動
 - いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的取組
 - 教育相談体制の充実
- など、様々な観点からの体系的な取組や活動が大切である。

○巻末の学級経営・教科経営を見直すチェックリストはそのためにあり!!
学期ごとに全職員が点検を!

★未然防止の取り組みの重要性★ ～いじめを許さない生徒を育てる～

- ・学校生活の中では、生徒同士のトラブルは、ある意味日常的なものといえる。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことのないように、未然防止を図ることが何よりも重要である。
- ・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から「問題が発生しにくい学校風土をつくる（未然防止）」という考え方への転換が求められるようになっている。そこには、全ての生徒を対象に、健全な社会性を育み、良いことは良い、悪いことは悪いと当たり前のことを伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方が基本である。
- ・いじめが起きにくいように努力すること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え。つまり、本当に求められる対応は、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が求められている。

(2) いじめの未然防止に向けての手立て

① 学級経営を充実させる

- ・生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う学級づくり。
 - ・生徒の自発的、自治的活動を保証し、規律と活気のある学級集団づくり。
 - ・正しい言葉遣いができる集団の育成。いじめの大半は言葉によるものであり、「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要。
 - ・学級のルールや規範がきちんと守られるような継続的な指導（年度初めの共通理解）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要。
 - ・質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用による生徒の実態把握。
 - ・担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもって進めることが重要。
- ※ 担任と生徒が、いわゆる「なれ合い」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向にあるという研究結果がある。

② 授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通じた、生徒たちの学び合いの保証。

③ 倫理観、道徳観の育成

- ・善悪の判断ができる規範意識の醸成、奉仕・勤労という人としての尊さを育む教育。
- ・話し合い活動を通じて多様な価値観を知り、個や違いを尊重する態度、また、話し合いによって理解しあったり改善しあったりする態度の育成。

- ④ 教職員研修の充実
 - ・発達段階に応じた子どもの心理についての研修（いじめが起こる子どもの心理）。
 - ・西中シート（学校生活評価アンケート）など集団心理についての学習と、学級集団が安心して暮らせるための、ルールづくりが基盤だという学級経営についての研修。
 - ・相手の気持ちを理解し尊重する力やコミュニケーション能力を育成するため、SST（ソーシャルスキルトレーニング）や SSE（ソーシャルスキルエデュケーション）、アサーショントレーニングなどの研修を行う。
- ⑤ 学校行事
 - ・生徒たちが取り組んだり挑戦したりすることで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事の企画及び実施。
- ⑥ 生徒会活動
 - ・生徒が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるような生徒会活動。
＜例＞ 明和会としての「いじめ見逃しゼロスクール」活動の実施、ハートフル・パワフルメッセージ活動
- ⑦ インターネットや SNS について
 - ・実態調査をもとに、誤った利用の仕方や法に触れる行為について学習を通して人権侵害や触法行為になることを認識させ、正しい使い方を身に付けさせる。
 - ・保護者についても同様に学習説明会を行い、家庭ぐるみで正しい使い方を理解し、子どもの行動について指導と観察の必要性について啓発する。

3 いじめの早期発見について

（1）いじめを発見する手立て

- ① 教師と生徒との日常の交流を通じた発見
 - ・休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会を利用した目配り
- ② 複数の教員の目による発見
 - ・複数担任制や副任及び学年主任などの参画による、短学活・給食や準備などの時間の複数の目による見守りと見取り
 - ・学級担任以外の部活動・委員会・係活動を通じた多くの教員による様々な教育活動を通じた生徒への関わり
 - ・教室から職員室へ戻る経路の変更や生徒トイレの利用などによる、気になる場面の発見
 - ・休み時間昼休み放課後などの計画的な校内巡回による発見
- ③ アンケート調査
 - ・いじめも含めた「生活等に関する調査」等の計画的な調査
＜例＞ 見附市共通アンケート、心の健康チェック（中1ギャップ解消プログラム）
月例アンケート（いじめを含む、つらさなどの吸い上げ）
 - ・学校全体でのアンケートの集計や分析
- ④ 教育相談を通じた把握
 - ・学校全体として定期的な面談の実施
 - ・気軽に相談できる心の教室相談員やスクールカウンセラー等の活用
- ⑤ 生徒会が主体となった取組
 - ・生徒会活動による、いじめ防止の訴え、解決を図れるような自発的、自治的活動の取組
＜いじめ見逃しゼロスクール活動等＞

(2) 学級内の人間関係を客観的にとらえる

潜在化した学級内での人間関係のトラブルを発見するための、教師間の情報交換や各種調査による点検

(3) いじめを訴えることの意義と手段の周知

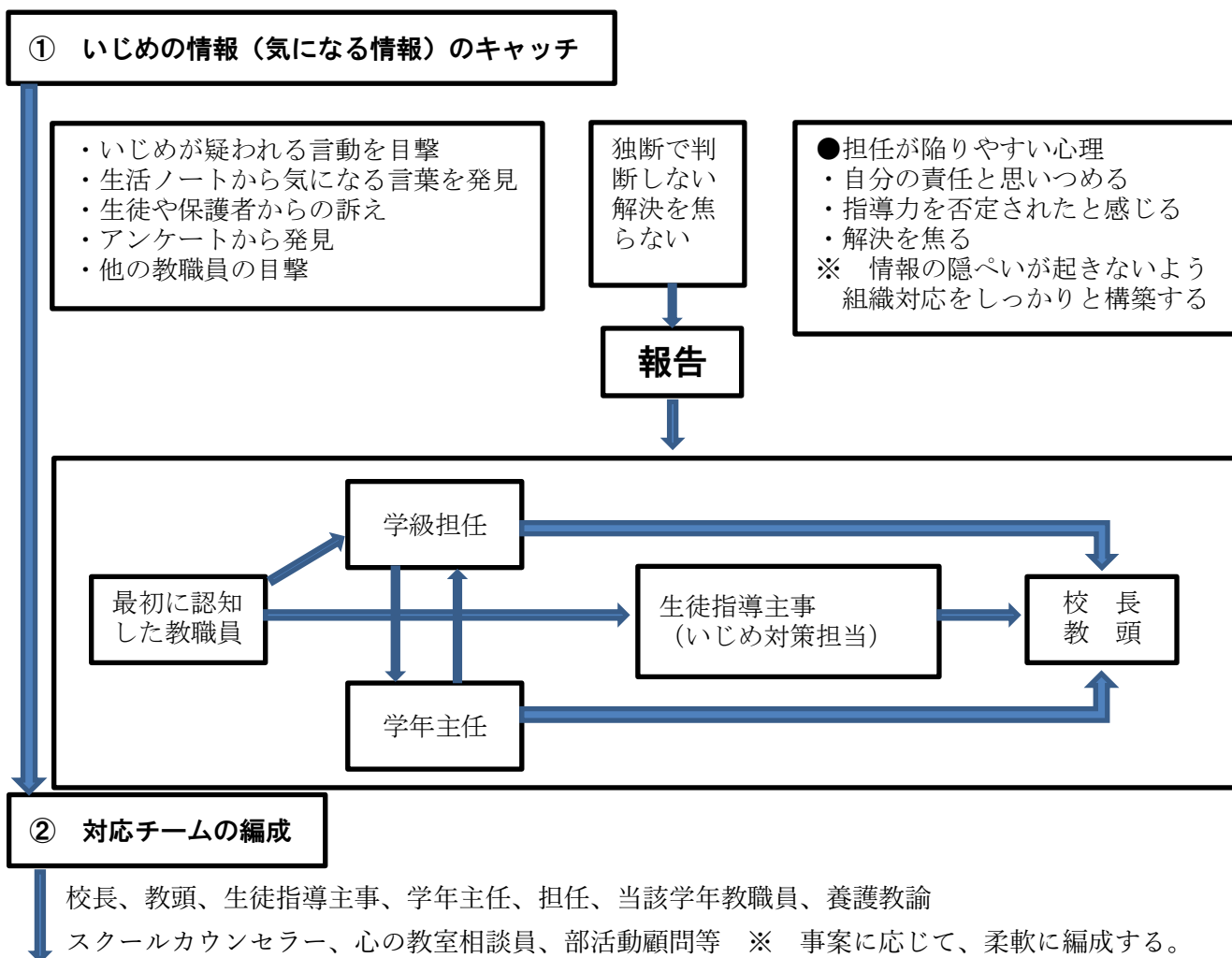
- ① いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることの指導
- ② 「SOS の出し方の教育」の推進
- ③ 家庭に対して、学校へのいじめの訴えや相談方法の周知
 - ・担任以外の誰でも、相談してよいこと（養護教諭、生徒指導主事、管理職等）
 - ・スクールカウンセラーや心の教室相談員との連絡の取り方
- ④ 家庭に対して、市のセンターへの相談、関係機関への相談方法の周知
- ⑤ インターネットや SNS でのトラブル等、特に犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、警察に相談・通報を行い、適切な連携や援助を求めることがありうることの周知

(4) 保護者や地域からの情報提供

- ① いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知
- ② いじめを察知・発見した際の学校への連絡方法等の周知

4 いじめの発見から解決まで

(1) 発見から指導、組織的対応の展開



③ 対応方針の決定・役割分担

ア 情報の整理

- ・ いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒等からの聞き取り、情報の特徴把握

イ 対応方針

- ・ 緊急度の確認 「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度の確認
- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認

ウ 役割分担

- ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
- ・ 加害者からの事情聴取と指導担当
- ・ 周囲の生徒と全体への指導担当
- ・ 保護者への対応担当
- ・ 関係機関への対応担当

④ 事実の究明と支援・指導

事実の究明いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、同時並行で一斉に行うのが望ましい。分担が難しい場合には、1. 被害者、2. 周囲の者、3. 加害者 の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- 被害者や周囲の者の事情聴取は、人目につかない場所や時間に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教職員で事情聴取を行う。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。

<事情聴取の段階ではないこと>

- 被害者や周囲の者の事情聴取について、人目を気にしない場所や時間の設定
- 注意、叱責、説教だけで終わる指導
- 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導
- ただ単に、謝罪だけで終わる指導
- 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと

⑤ いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

※ いじめの認知について

- ① 法が定める定義を限定的に解釈しない。「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ

じている」(いじめ防止対策推進法)、また「当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる(蓋然性の高いもの)」(新潟県いじめ等の対策に関する条例)がいじめである。

- ② ふざけあいであっても、教師の見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。
- ③ 担任のみならず管理職が認知(校内いじめ対策委員会等を経ずとも管理職が把握した時点)した日を学校が認知した日とする。(「令和5年度 いじめの認知と報告及び、児童生徒生活アンケートの実施について(依頼)」見附市教育委員会学校教育課長 教学第11号 令和5年4月6日)

ア 被害者(いじめを受けた生徒)への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、いじめを受けた生徒に対して徹底して味方になる。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや、今後加害者側の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れていることを認め、励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方について具体的に指導する。
学校は安易に解決したと判断せず、経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。

●「君にも原因がある」という指導や、「頑張れ」などの安易な励ましをしない。

【経過観察】

- 生活ノートや交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係作りを支援する。

イ 加害者(いじめを行った生徒)への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然として指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、ストレス要因等、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聞く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動を通じて、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。
- 一日一善など道徳的な価値観を説き、人の役に立つ経験、感謝される経験を奨励していく。

ウ 観衆、傍観者への対応

【基本的な姿勢】

○いじめは当事者だけではない、学級や学年、学校全体として集団全体の問題として対応していく問題であると示す。

○いじめの問題には、教職員が生徒とともに本気で取り組んでいる、という姿勢を示す。

【事実確認】

○いじめの事実を伝えることは、「チクリ」など卑怯なことではなく、つらい立場にいる人を救うことであり、人権を守り生命を救う立派な行為であることを伝える。

【指導】

○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。

○被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

○いじめの発生の誘因となった集団の行動範囲や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○これからどのように行動したらよいかを考えさせる。

○いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

○学級活動や学校行事を通じて、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(2) 保護者との連携

ア いじめられている生徒の保護者との連携

○事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。

○学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

○対応経過をこまめに伝えとともに、保護者からの生徒の様子等について、情報提供を受ける。

○当事者同士が個々に連絡を取るのは全貌がはっきりした後として、学校等の対応の元行うことを依頼する。

○対応を安易に終結させず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

<保護者の不信をかう行動>

●保護者からの訴えに、安易に「自分のクラスにいじめはない」などと言う。

→事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。

●「お子さんにも問題があるから、いじめにあう」などの、間違った発言をする。

●電話で簡単に対応する。

イ いじめを行っている生徒の保護者との連携

○事情聴取後、保護者に来校願い、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。

○相手の生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを認識させる。

○指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

○誰もが、いじめる側にもいじめられる側にもなることを伝え、学校は事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝える。

○事実を認めなかったり、うちの子は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする

保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

＜保護者の不信をかう行動＞

- 保護者を非難する。
- これまでの子育てについて批判する。
- どうにもできない家庭環境について、それが原因だと指摘する。

ウ 保護者との日常的な連携

- 年度当初から、学年便りや保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- いじめや暴力の問題発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針を明らかにしておく。
- いじめは著しい人権被害であり、場合によっては法に照らして刑事的民事的措置が取られることについて、周知する。
- 「新潟県いじめ等の対策に関する条例」に「保護者の責務」が規定されている。これを周知し連携・協力を図る。

（保護者の責務）

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等がいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。
- 3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

（3）関係機関との連携

いじめの問題は、学校による指導だけで解決を図ることができない、社会全体の問題である。したがって、関係機関との連携が不可欠である。

- 深刻ないじめ（重大事態）の解決には、見附市教育委員会、見附市教育センター、見附市青少年育成センター、警察、医療機関、児童相談所、弁護士、PTA や地域の関係団体等との連携が不可欠である。特に、いじめが犯罪行為に相当しうると認められる場合には、学校として、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- 重大事態とは以下の場合のことをいう。（「いじめ防止対策推進法」第28条）
 - 一、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき。
 - 二、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある認めるとき。
- 日頃からの連携が、深刻な事案が発生したときに連携プレーを容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
・ いじめの発見状況を報告する。 ・ 対応方針について相談や指導を仰ぐ。	見附市教育委員会

・ 指導方針や解決方法について指導助言を仰ぐ。 ・ 生徒や保護者への対応方法について指導助言を仰ぐ。	見附市教育委員会 見附市教育センター 見附市青少年育成センター
・ いじめによる暴行・傷害事件・恐喝等の刑事事件が発生している。	警察
・ いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関
・ 訴訟問題に発展する可能性がある。	弁護士
・ 加害者生徒の養育や今後の支援に問題がある。	児童相談所
・ いじめられた生徒、いじめた生徒の心のケアが必要である。	スクールカウンセラー 心の教室相談員、養護教諭

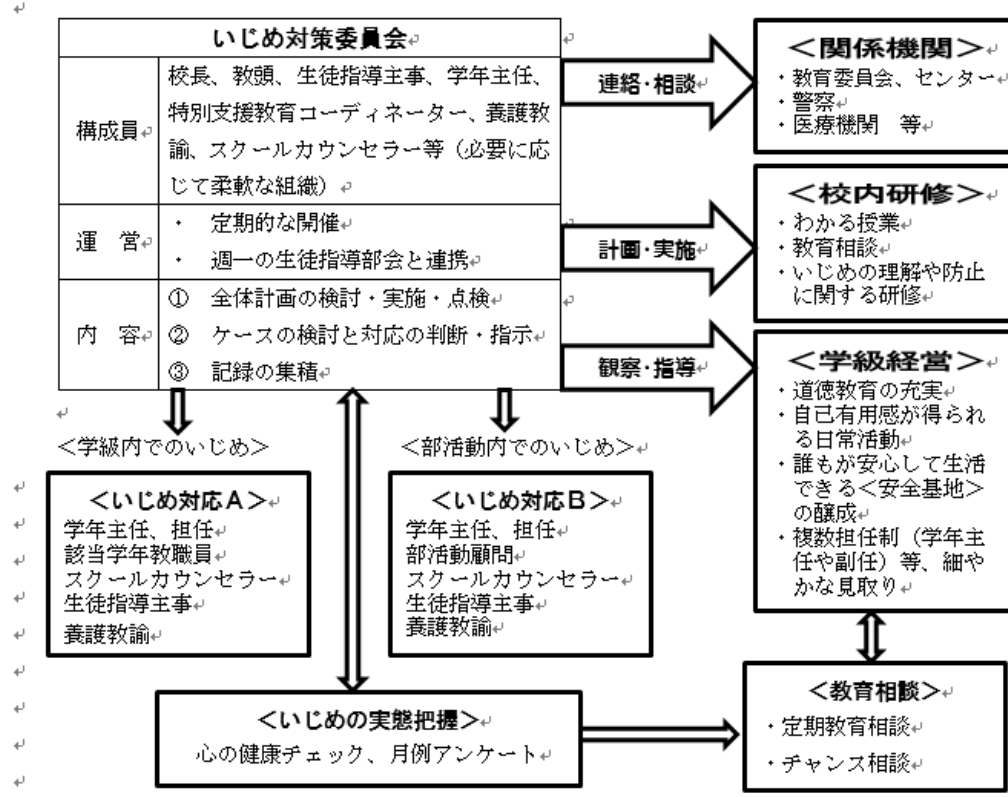
(4) 重大事態の報告等について

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに見附市教育委員会に電話で連絡するとともに、所定の様式で報告する。

調査については、「見附市いじめ防止等のための基本的な方針」にのっとり、見附市教育委員会等と連携して取り組む。

5 いじめ対策委員会の設置

いじめ問題の未然防止・早期発見について、教育活動全般にわたって観察・監督し、いじめ問題が起きた時は、その解決に向けて適切な対応を行い、再びいじめ問題が起きないように対策を講ずる。



6 いじめ解消について

(1) いじめが「解消している」状態

少なくとも次の2つの条件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること。

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月間を目安とする。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

(2) 記録の保存

いじめに係わり集めた情報や記録は5年間保存する。生徒の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(平成26年1月制定)
(平成31年4月改定)
(令和3年10月改定)
(令和5年 4月改定)
(令和6年 4月改定)